

総財務第72号
7文科高第262号
20250514イ局第1号
令和7年5月16日

各都道府県知事
各指定都市市長
各公立大学長 } 殿

総務省自治財政局長
(公印省略)

文部科学省高等教育局長
(公印省略)

経済産業省イノベーション・環境局長
(公印省略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の
整備に関する法律による地方独立行政法人法等の改正について

このたび、第217回国会において「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和7年法律第35号）」（以下「第15次一括法」という。）が成立し、令和7年5月16日に公布されました。

これは、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、所要の措置を講ずるものです。

第15次一括法により、公立大学法人制度関係では、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「地独法」という。）及び産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「産競法」という。）が改正されました（別添1、2参照）。改正の内容は、下記のとおりです。

各都道府県におかれては、域内の市区町村（指定都市を除く。）に対して周知願います。

記

1. 改正の概要

公立大学法人の業務の範囲について、次に掲げる出資等を追加することとしたこと。

- (1) 大学等を設置する地方独立行政法人から委託を受けて、当該地方独立行政法人が保有する教育研究に係る施設、設備又は知的基盤（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 24 条の 4 に規定する知的基盤をいう。）の管理及び当該施設、設備又は知的基盤の他の大学、研究機関その他の者による利用の促進に係る事業を実施する者に対して行う出資【大学が保有する教育研究施設等の管理や他の研究機関等による利用サポートを実施する事業者】（地独法第 21 条第 2 号イ関係）
- (2) 大学等における研究の成果を活用する事業（当該大学等における技術に関する研究の成果の提供を受けて商品を開発し、若しくは生産し、又は役務を開発し、若しくは提供する事業を除く。）であって政令で定めるものを実施する者に対して行う出資【大学の研究成果を活用したコンサル、研修等を実施する事業者】（地独法第 21 条第 2 号ロ関係）
- (3) 産競法第 21 条の規定による出資並びに人的及び技術的援助【大学発ベンチャーに投資・支援を行う認定ベンチャーキャピタル及び認定ファンド】（地独法第 21 条第 2 号ニ及び産競法第 2 条第 9 項関係）

2. 施行期日等

- (1) 公布の日から起算して三月を経過した日としたこと。
- (2) 地方公共団体は、第 15 次一括法の施行日前においても、その議会の議決を経て出資等に関する業務を規定した定款を定め、又は定款に当該業務を規定する変更を行い、総務大臣及び文部科学大臣又は都道府県知事の認可を受けることができることとしたこと。

3. 留意事項

- (1) 地独法第 21 条第 2 号の規定に基づく出資を行う場合には、地独法第 77 条の 3 に規定する設立団体の長の認可が必要であることに御留意願いたいこと。
また、その認可に当たっては、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準」（平成 16 年 3 月 31 日文部科学大臣決定）（別添 3 参照）を参考に、適切に対応されたいこと。
- (2) 地独法第 21 条第 2 号ロの政令で定める事業は、国立大学法人法施行令（平成 15 年政令第 478 号）第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する事業を想定していること。
- (3) 地独法第 21 条第 2 号ニの規定に基づく出資を行う場合には、当該出資の相手方

となる特定研究成果活用支援事業者は産競法第 19 条第 1 項に規定する特定研究成果活用支援事業計画について、主務大臣（文部科学大臣及び経済産業大臣）の認定を受ける必要がある。そのため、公立大学法人及び設立団体は連携の上、特定研究成果活用支援事業者から、同項に定める認定を受けようとする特定研究成果活用支援事業計画等について、主務大臣への提出前に提供を受けること等により、当該計画を把握することが望ましいこと。また、特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令（平成 26 年文部科学省・経済産業省令第 2 号）第 7 条に定める実施状況の報告についても同様に、主務大臣への報告前に提供を受けること等により、実施状況を把握することが望ましいこと。

別添 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 7 年法律第 35 号）（条文及び理由）

別添 2 （抜粋）地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 7 年法律第 35 号）（新旧対照表）

別添 3 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準（平成 16 年 3 月 31 日文部科学大臣決定）

本件連絡先

(地方独立行政法人制度関係)

総務省自治財政局財務調査課企画係

電 話 : 03-5253-5647

F A X : 03-5253-5650

e-mail : koudaihou@soumu.go.jp

(公立大学法人制度関係)

文部科学省高等教育局大学振興課

公立大学係

電 話 : 03-6734-3370

e-mail : daigakuc@mext.go.jp

(特定研究成果活用支援事業計画の認定関係)

文部科学省科学技術・学術政策局

産業連携・地域振興課産業連携推進室

電話 : 03-6734-4264

e-mail : utt-kikaku@mext.go.jp

経済産業省イノベーション・環境局

イノベーション政策課大学連携推進室

電話 : 03-3501-0075

e-mail : bz1-uvdb@meti.go.jp